

再資源化事業等の高度化に関する認定基準検討ワーキンググループ  
の議事運営について

1. 本ワーキンググループは原則として公開とする。
2. 本ワーキンググループの配布資料及び議事録は、原則として公開とする。ただし、特別の事情がある場合は、座長の判断で配布資料及び議事録の一部又は全部を非公開とすることができるものとする。
3. 本ワーキンググループの事務局は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課内に置く。本ワーキンググループに関する庶務は事務局及び事務局と契約を締結した事業者において処理するものとする。
4. 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を本ワーキンググループに出席させ、意見を述べさせ、又は、説明させることができる。
5. その他上記に規定するもののほか、本ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定めることができるものとする。